

財務省告示第二百五十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十九年七月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第十九回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で三千七百十二億七千二百二十万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成十九年七月十七日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利率の適用利率	年一・〇パーセント
十	経過利率の払込み	（一）各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する

期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付総額の総額}}{100} \times \frac{1.01}{2} \times 365$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 第二期以後の適用利率

十二 初期利子

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日に行われた発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札(当該開始日の属する月に行われた入札を除く。)の結果に基づき算出された複利回りから、〇・八〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

平成二十年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期

十三 第二期以後の利子

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.01}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年七月十五日及び一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第二期中間規定する利子の適用利率}}{100}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
 十五 償還金額
 十六 払込期日
 十七 払込場所
 十八 中途換金
 十九 中途換金の取扱い

平成二十九年七月十五日額面金額百円につき百円
 平成十九年七月十七日
 日本銀行の本店又は支店
 中途換金の買取りは、平成二十年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

十九 中途換金の特例

$$\frac{\text{前号による取扱いのほかに、個人向け国債を有する者が、死亡したとき、その居住する市町村（特別区を$$

その居住する市町村（特別区を

二十 元利金支 払場所

含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十年七月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ別の算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十年一月十五日から平成二十年七月十五日前までの間の場合

償付金 + 経過利子に相当するの金 + (初期利子に相当するの金 + 経過利子に相当するの金)

(二) 平成二十年一月十五日前の場合

償付金 + 経過利子に相当するの金 + 経過利子に相当するの金

日本銀行